

## 第2回群馬県環境審議会水質部会議事録

日時：平成24年8月30日（木）10：00から

場所：群馬県庁舎29階 第1特別会議室

事務局（小柴次長）

（司会）

事務局（山口部長）

おはようございます。

委員の皆様におかれましては、本日は大変お忙しい中、また、このように残暑が毎日厳しい中お集まりいただきまして本当に有り難うございます。また、日頃から県の環境行政の推進につきましては、大変ご尽力を賜りまして心から御礼申し上げたいと思っております。

群馬大学の工学部の皆様には、9月5日に放射線関係の公開講座も開催なさるとのお話も承っております、私共もぜひ聴講させていただきたいと思っております。

さて、利根川水系で発生いたしました浄水場におけるホルムアルデヒド検出事案につきましては、第1回の検討委員会の皆様方のご意見をふまえて、県として早急に取り組むべき事項といたしまして、県内事業所等における化学物質使用状況調査等実施させていただきました。そのようないろいろな取り組みを進めてきているところであります。また、国におきましても、検討会が設置されまして、すでに3回検討会が開催されまして、8月9日には中間とりまとめの報告がございました。県といたしましては、国に対しまして、早急な法定規制を求めてきたところでありまして、当面对応すべき事項として、国の方で、法的措置をすることが盛り込まれまして、このことにつきましては県の要望に応じていただいたという面もありまして、大変感激しているところであります。今後速やかに法的措置が実施されることを、国に改めて求めていきたいと考えております。

さて本日につきましては、今申し上げました国の中間とりまとめ等もふまえて、県といたしまして県民の安全安心を確保するという視点から、今後県として独自に対応すべきことがあるかどうか、その必要性等についてご審議いただければありがたいと考えております。委員の皆様の忌憚のない意見を御願いいたしまして、簡単ではありますが開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。宜しく申し上げます。

事務局（小柴次長）

（司会）

角田部会長

開会にあたりまして、ひとことあいさつ申し上げます。

前回の6月22日の部会におきまして、委員の皆様からいろいろなご意見をいただきまして、その中で早速取り入れられるものについては、部会終了後、県・市により、事業場に対する調査等が実施されたということで、本日ご報告いただけるということです。また、山口部長からお話がありましたように、8月9日に国において検討会が開催され当面の対応や今後検討すべき事項について中間とりまとめが報告されております。これに関して現在、制令改正等の手続きが進められているという状況です。

今回の部会では、この国の中間とりまとめをふまえて群馬県として今後取り組むべき事項についてご審議いただきたいと思います。委員の皆様から積極的な意見をいただきたいと思いますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

簡単ではありますが、開会のあいさつとさせていただきます。

事務局（小柴次長）

（司会）

角田部会長

それでは審議に入らせていただきます。まず次第の3の報告事項に入ります。報告事項の1番、前回6月22日の審議状況について事務局からご報告をお願いします。

事務局（石田主任）

（資料3説明）

角田部会長

ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見ありますでしょうか。

（質問・意見なし）

それでは続いて（2）の県内の化学物質の使用状況に関する調査結果について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（設楽技師）

（資料4説明）

角田部会長

ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見ありますでしょうか。

尾崎委員

調査対象物質の業種別総取扱量がトンで表されているのですが、これは複数事業所があるものを足したもののなののでしょうか。

事務局（設楽技師）	複数ある事業所のものを足した値となっています。
尾崎委員	そうしますと、1事業所あたりではばらつきがあるわけですね。
事務局（設楽技師）	はい。あります。
事務局（青木課長）	（表の）一番下の欄に合計が、各年度毎に示されておりますが、85物質の合計で2万4千から2万5千トン程が、毎年55事業所で扱っているということなのですが、（表の）下の方に高崎市内で化学工業の3事業所ありまして、この3社で約2万1千トンとなっており、この中の1社が約2万トン扱っています。これはいわゆる合成洗剤の原料になる物質ということで1社で2万トン扱っているところもありますし、1トン未満の事業所はないのですが、数トンという事業所もあるということで、量については非常にばらつきがあります。
尾崎委員	そのあたりのばらつきと廃棄物中の対象物質の相関はありますでしょうか。
事務局（青木課長）	化学物質85物質のほとんどが原料として使われているということで、先ほどのいわゆる合成洗剤を作っている会社は廃棄物に入るのは非常に少ないのだと思います。ですから、たくさん扱っているところが廃棄物にもたくさん含まれているということにはならないのだと思いますが、そこまでの詳しい分析はしておりませんが、そういった認識を持っています。
角田部会長	廃棄物中の対象物質の有無というのは、あくまでも工場の申告ということでしょうか。
事務局（青木課長）	そうです。廃棄物として入っていくのが常態化しているという工場・事業場が41あるということです。基本的には外部に出ていかないという事業場が14ということになります。
板橋委員	ちなみに化学工業の2万トン出しているところは（廃棄物中の対象物質の）有り無しでいうとどちらに入るのででしょうか。
事務局（青木課長）	有りに含まれています。
角田部会長	量などの報告はあったのでしょうか。

事務局（設楽技師）	量につきましては、報告はあったのですが集計中であります。
尾崎委員	今の41（事業所）なのですが、これは廃棄物として出されているということですので、その先のトレースは実施したのでしょうか。
事務局（青木課長）	この調査では行っていません。 それが今回の事案にも関わるのですが、廃棄物処理業者の方に適切にこの情報が伝わっているかというところまで、まだ調査が及んでいません。
掛川委員	これは県内の事業所の調査ということなのですが、利根川は群馬県だけでなく他の県にも流れていきます。今回の廃棄物が埼玉の工場です。上流の群馬県まで持ってきて川に流されたということですので、群馬県のことはこの調査でわかったとしても、群馬県だけでなく、利根川に関わらないところも含まれるかもしれないですし、大きな川です。流しやすいかと思えば他県から（廃棄物を）持ってくるということが考えられると思うのですが、そういったことについてはどうお考えでしょうか。
事務局（青木課長）	仰るとおり、大変重要なところで、国の検討会においても大きなテーマとなっております。まさに今回の事案がそういうことだったわけですので、この調査で41事業場が廃棄物として85物質を出しておりますよと仰っていますが、その行き先が群馬県内の廃棄物業者だけとは限らないわけで、新潟に出ていることもあると思いますし、逆に新潟の廃棄物が群馬県内の廃棄物処理業者に来ていることもあるかと思えます。利根川というのを取ってみても県内の事業所だけでは捕捉が足りないと、やはり廃棄物の移動というのをどうとらえていくかが国の検討会の中でもされております。追っての資料で説明することになりますが、国も一足飛びに法改正には行きませんでしたけれども、いずれにしても廃棄物の中に入って移動していくものについて情報をどう伝達していくかということについて国の検討会でもテーマになった大変大切なポイントだと思います。
角田部会長	それでは、(3)の国の検討結果の中間とりまとめについて説明を宜しくお願いします。
事務局（石田主任）	（資料5説明）
角田部会長	ありがとうございます。 それでは、これに関しましてご質問・ご意見はありますでしょうか

か。

よろしいでしょうか。

それでは議事を進めさせていただきまして、次第の4の議事ということで、中間とりまとめをふまえた上での県の対応、水道水への影響の大きい化学物質等、利根川水系におけるホルムアルデヒドによる取水障害に関する群馬県の取り組むべき事案について、事務局から説明をお願いします。

事務局（石田主任）

（資料6-1、資料6-2、資料7説明）

角田部会長

ありがとうございます。

これが今回の一番重要な議題でありますので、皆様から活発なご意見・ご質問を御願いたします。

まず、資料6-1で、国と県がやるということの整理をしていただいたということでもあります。廃棄物処理というのは国の措置のWDSガイドラインの活用というところで、まずは対応が取られるということで、その次の事故時については指定物質に追加ということで法的な整備がされるということです。群馬県としてはまずは事故の未然防止という観点から県内の実態の把握と適正管理、それからいわゆる事故が起こってしまった場合の被害拡大防止の体制の強化という、この2つを大きな課題として挙げていただいたというところであります。

その具体的内容が、資料7の4にありまして、(1)がいわゆる管理というところですが、まずHMT、それから指定物質、今までの指定されている物質に対しては、管理マニュアルの作成をお願いして管理をしていくということかと思えます。

それから、ホルムアルデヒドの生成能が疑われる85物質に関しては、実態の把握、それから適正管理の指導を継続し、さらに情報を提供し注意喚起を行う。

それから3番（化学物質に関する知識の普及と啓発）に関しては、いわゆる生活項目ということですが、そういった19物質に関しては、工場とかそういったところだけではなく一般家庭も問題に含まれているということで、さらに正常に保つための取り組みを作成して推進していくということです。

資料7の4(2)が、いわゆる事故時の被害拡大防止ということですが、今回は下流県から上流県へ異常が報告されたということで、今までの水質汚濁事故とは違う経路を辿ったと、そういったことを考慮して今後対応にあたっていくというご提案だと思えます。

簡単にまとめるとそういうことかと思えます。

みなさんいかがでしょうか。ご意見を宜しくお願いします。

掛川さん、いかがでしょうか。

掛川委員

家庭の主婦としまして、この問題は、資料7で家庭から出ている界面活性剤もあるからということが資料の文中にありまして、大変広い問題になってきているのだと思います。排出事業者についてはどう扱っているかを県で調査されているのですが、最終的に捨てるのは廃棄物処理業者であり、川に排出する事業者も非常に問題であり、管理する必要があると思うのですが、廃棄物処理業者については触れずに、界面活性剤や家庭からの雑排水などがあるので県民全員で啓蒙して意識を高めてという話になっているところが納得できない部分です。

4の(1)③のところでありまして、化学物質に関する知識の普及と啓発ということで、まとめとして、知識の一層の普及に努めるなど、県民、事業者の協力を得て、清澄な水を保持するための取り組みを推進することが適当であるとまとめられているのですが、こういうふうにまとめてしまいますと、結局はいろんな環境問題ということになってくるのだと思います。その中には解決できないことがたくさんあるかと思いますが、それを県民の意識が低いから解決できないというように結論づけられていることが、今までにたくさんあるわけで、そこに持って行かれるのかなと思います。非常に不安に思います。廃棄する業者の方も非常に重要なので、そこをもう少しきちんと抑えていただけてからの対策ではないかと思います。

それともう一つは、県内のことであれば管理できると思うのですが、県外のこととなると管理はできないし、把握するのに時間が掛かるということがわかっていますので、上流県で何ができるかというと、他の県で出したものは上流県の川には持ち込ませないということを考える必要があるのかと思います。

事務局（青木課長）

一点目の家庭の意識が低いことが最大の課題であるというまとめ方は、今回の事案を受けての対応ということではないと思っています。これは文章の作り方の問題でありますので、事務局としてはそういった趣旨でこの文章はまとめておりませんので、もう少し事業者の責務が第一であるということをさらにわかりやすく加えていく方がよいと思いました。

やはり、利根川の水量を見て、多量に排出される可能性がありますので、まずは多量に排出又は取り扱っている事業者にきちんとした対応を取ってもらうということが第一のポイントだと思っています。ここで家庭という言葉を入れさせていただいたのは、今回はHMTに端を発して検討を始めたわけですが、何を目的にこの議論が進ん

でいくのかという根本のところを改めて考えてみますと、飲み水の安全を確保していくということが最終的な目的であるという考えに至りました。その中で HMT は当然ですがそれ以外にも、先ほど説明した19物質のようなものもあるということになってくると、上流県としては HMT や指定物質だけを措置をすればよいということではなく、すぐに効果が出るかはわかりませんが、県民含めて事故を一つの教訓として改めて普及啓発にも力を入れていくべきだと、それはある意味第二段の考え方でありますので、第一段と第二段を逆転して捉えられないような書き方を検討していきたいと思えます。

二点目の、県外の事業所につきましては各県で対応していただくというのが基本であります。群馬県とすれば上流県に持ってこられて廃棄物を処理されているという状況が県内の廃棄物処理業者の方に伝わらないと、廃棄物処理業者の方が対応したくてもできないという状況があります。廃棄物につきましては県境が関係ありませんので、国の法律のなかで、県境というものにとらわれずに、化学物質の移動が廃棄物処理業者にきちんと伝わる仕組みは、今後とも国に検討してもらいたいと思っております。今回検討していただいておりますが、状況を見て不十分であれば国に要望をしていく必要のある課題だと思っております。

角田部会長

③（化学物質に関する知識の普及と啓発）の表現を検討していただきたいと思えます。

その他にありますでしょうか。

板橋委員

HMT は指定物質になるということなのですが、ホルムアルデヒドを生成する可能性のあるもの、特に県内で大量に取り扱われている（ホルムアルデヒドを生成する）可能性のあるものを、県独自に指定物質にして、事故が起きたときに報告などを義務付けるというのも可能なのではと感じました。

事務局（青木課長）

ありがとうございます。

その認識は県も持っておりまして、部長が委員として参加させていただいておりました国の検討会においても、85物質に対してこれから知見を集積していきまして、グレーなものが見えてくる中でこれは指定物質に加えるべきものというのは、おいおい検討の中で明確にされてくるのだと思えます。県とすればきちんと指定物質に加えるべきだということまで行かなくても、今仰ったように、結論は出さないけれども可能性がかなり高いという物質については、早急に各自治体に情報を流していただきたいという話を（国に）しました。情報をいただければ、法令・条例というレベルではなく、

県とすれば様々な形で事業者と協力しながら未然防止の措置がとれますので、そういうことで国にはお願いをして参りました。現時点では、国においても県においても85物質の中の目星が全く付かないものですから、総括して把握することにとどめてはおりますけれども、情報が整理されてくれば、委員の仰ったように対応に重みを付けられると思っております。

角田部会長

よろしいでしょうか。  
尾崎先生なにかありますでしょうか。

尾崎委員

これ（国の検討で出た対応）がきちんに行われていれば事故は起こらないだろう。今まではHMTを指定物質等にしていなかったがために、野放しになっていたんだという判断をするのであれば、今のお話のように、指定物質を増やしていくことが、今ここで必要なことなのだと思います。

ただども、指定物質を増やしたらその後の国の制度の2番、3番、4番というのがきちんに行われなければ、情報が行き渡らずに同じ話になってしまう。そうすると県ではいったい何をすべきなのか、群馬県が上流県だからやるべきなのか、それとも公共用水域にこういった化学物質が流れていることが問題なので上流県という考え方を外して考えるのか、例えば国の検討というのは上流県だから特別に何かをやりなさいというものではないので、それではそれよりも上流県らしいものを特別に付加するののかというのは非常に問題だと思います。

前にも申しましたが、条件が多くなればなるほど、物の流通は変わってくるので、汚濁物質を拡散する方向に進んでいき全体としての水環境は全く良くならない、水道水の維持は良くならないということが出てくる可能性があります。この部会は群馬県としてということで始まっていますので、それを前提として考えると、何をしたらよいかかわからない。

ただやはり、有害物質の追跡というのは常に行っていなければいけないのではないかと思います。

国の方でも、未だに濃度で規制をしている。こういうものが濃度規制になじむのかどうか、その辺を県として考えていただければいいのではないかと思います。実際に濃度規制をすれば、川から水を汲んできて、半分に希釈すれば大丈夫になってしまう。希釈して放流しているから大丈夫ですという話はいろいろなところに出てきます。こういった毒物ですとか、最終的に有害物質を生成していくような物質を濃度で規制していくというのは、国のところでもそうですし、県の対応の中でも濃度という言葉が出てきますので、そのの



ところが大きなところですよ。

事務局（青木課長）

尾崎委員の仰ったことは、その通りだと思い承りました。飲み水の安全をどういうふうに確保していくかというのは上流県だからという問題ではないので、国において全国的に、有害物質の把握・追跡を含めて管理をきちんとしていかなければならないと思っています。今回、国においてもかなりのスピードで検討していただいたと思っておりますが、中間とりまとめという言葉にあるように、まだ中間だと思っております、おそらく国もこういう言葉を使っている中にはそういう自分なりの考え方を持っているのだと思います。ですと国もこれが完璧だとは思っていないのだと思います。

そうは言っても、事故がいつ起こるかわからないということになると、今回のことを振り返ってみますと、群馬県の置かれている立場がいかに下流都県に大きな影響を及ぼすかということを考えてみますと、基本的には全国で行うことではあるけれども、まずはそれまでの間、一番影響が大きいであろう上流県として、現に起こった事故を教訓として、補完すべきことがあればしていきたいという思いで、今回の取りまとめは考えました。

だからといって、厳しくすればいいかという問題は、尾崎委員の仰ったように、廃棄物の流れを群馬県に持ってこさせない、掛川委員も仰っていましたが、上流県から一滴もそういったものを流さないということだけに苦心をして規制を強化すれば解決できるという問題ではないことも理解しております。そうすれば、廃棄物が群馬県に来ないで、他県に行き（河川に）流されるようになるだけです。また、群馬県の産業の物の流れ等、様々な影響が出てくる話ですので、それらの兼ね合いを考えながら総合的にどこまでできるかというのが今回のまとめを考える上での考え方であります。

最後の濃度の話についてですが、尾崎委員の仰るとおりで、今回は約10トン程度のHMTが廃棄物処理業者から烏川に流されたということですが、これを希釈して濃度規制をクリアして流せば良かったというのではなく、薄めても10トンは10トンですのでこれが事故に繋がることは明らかです。濃度規制というのがこういう事案の対処として正しい指標かどうかということは（検討する必要が）あると思います。こういったことは県においてもそうですが、国において0.8 mg/Lという一つの留意すべき基準を設けていますが、本当にこれでいいのかというのは、また改めての議論になると思っております。

事務局（山口部長）

私の方からも、一言述べたいと思います。

まず、尾崎委員の仰っていたとおり、国の対応がきちんと行われ

ていれば、事故が起こらなかったとっております。平成15年に同じような事故が起きているわけですから、そのときにきちんと対応していれば今回の事故は無かったわけですから、その点においては事故の教訓が活かされなかったということが残念ですし、その点についてもしっかりと国に申し上げさせていただいた次第です。

それから、基本的には上流県だからということではないと思っております。やはり県民の皆様が安心して飲み水を飲んでいただけるという観点から、排出等をしっかりと規制していくべき問題だと思っております。今回、環境保全課長から申し上げたとおり、群馬県の廃棄物処理業者の排出したものが原因と思われる事故が起こったということを考えますと、上流にありますと下流まで影響がでますので非常に影響が大きいので、その部分を少し強調させていただきました。そのためにもやはり、県外から持ち込まれる廃棄物についてもしっかりと監視の目を光らせていく必要がある、制度の中身や問題をしっかりと周知していく必要があると考えております。

私からのコメントは以上になります。

角田部会長

山口部長からお話のあった廃棄物業者の管理などは、国の検討会では、ガイドラインでしっかりと対応するというのが基本的な趣旨だと思うのですが、これに関して県としてはどの程度廃棄物業者に関する情報が集められているのかということと、今後どのように管理していくのかということが一点あります。

もう一つが（資料7の4）（2）で、事故が起こったときの体制上で非常に重要なことかと思うのですが、前回の反省も含めて具体的にどのようなことを考えているのかということ、この二点についてお願いしたいと思います。

事務局（飯塚課長）

廃棄物リサイクル課の飯塚と申します。

廃棄物処理業者のお話についてですが、今回の事案に関しては、HMTについては、6月にHMTを扱う可能性が高い15業者に対し、廃棄物を受け入れるにあたってはHMTが含まれているか、もし含まれている場合にはHMTを適切に処理できるかどうかを十分に確認して受け入れるようにという注意喚起を行いました。

廃棄物処理業者について、どのような情報を持っているかということについてですが、私共は定期的に処理業者に立入を行っておりますので、その段階で可能な限りの把握はしております。一方で委託する排出業者については、産廃相談員というものがおりまして、処理を委託する際にどこに気をつけるかや契約について確認を行っています。その範囲については、情報収集に努めているというのが現状です。

尾崎委員	<p>委員の方からも出ていますように、廃棄物は全国的に動くものですので、一つの県の主導だけでは難しいものもありますので、それに対しては国において統一的な指導をしていただいて、排出業者から処理業者に廃棄物の内容などについてしっかりと情報伝達できるシステムを全国的に構築することが重要なのではないかと、廃棄物リサイクル課としては思っております。</p> <p>これから PRTR と WDS を具体的にどう使っていくのかというところで、ほとんどコントロールできるのではないかと。最終的には、最後の中間処理業者がどれだけきちんと出さないようにするかというところで、要するに公共用水域に出さなければ問題にはならないので、その辺のところはどういうふうにコントロールされているかということであって、出てしまったものは今までどおり事故として扱うしかないのか、当面のところそれが起こらないようにどれだけきちんと予防できるか。それをコントロールするキーは何なのか。その辺のところははっきりしてくるとできるのではないかと気がします。</p> <p>実際のところ、廃酸・廃アルカリとして排水はどんどん移動している。その辺のところをもっときちんとできるようになれば、問題や事故の発生率は非常に減ると思います。</p>
事務局（飯塚課長）	<p>工場や事業場ですと原料は成分がどういうものかはわかりやすいのですが、廃棄物の場合は製造工程の中で出てくるものなので、成分が一定でないのか、廃棄物の中にどういったものがどのくらい含まれているかはわかりづらい面があります。その点では尾崎委員の仰った測定のコストの面もありますので、どのくらいの物質をどのくらいの精度で測定して情報を伝達していくかというのは、排出業者から処理業者に伝達していく面では非常に難しい面があるかとは思っています。仰るとおりその辺がしっかり伝達されており、且つ公共用水域に排出されない仕組みをしっかりと作っていくことが処理業者に着目した際には水質を適正に保つには重要なことかと思えます。</p>
尾崎委員	<p>しっかりと出さないということを守っていただかないとどうにもならない。処理業者としても、廃酸、廃アルカリとして委託されると、中和して流すことになるので、HMT を規制するのはいいが、最終的な処理の仕方も決めていただけるといいと思う。ただ、コストは上がってしまうと思う。</p>
事務局（青木課長）	<p>先ほど、廃棄物リサイクル課長が申し上げたとおりですが、尾崎委員が仰っているところは、今回の事案を振り返ってみると強く感</p>

じるところであります。廃棄物の処理は法律が昭和46年にできましたが、いわゆるごみをどう処理するかという法律なのですが、現在のごみは当時のごみとは大きく変わってきていると思います。

廃液（廃酸・廃アルカリ）は当時は中和して流せばよいという考え方でしたが、何万種類の化学物質が出回ってしまっていてそれが廃液として廃棄物や汚泥の中に入ってくると考えますと、ただ廃アルカリだから中和して流せばよいという考え方で、こういう法体系で本当にいいのかとつくづく思います。

資料5にも書いてありますが、国が今後の検討すべき事項として、水質汚濁防止法やPRTR法などの化学物質の移動を管理している諸法令との整合を図りながら、WDSガイドラインの法的位置づけを含めて廃棄物処理法の改正が必要かどうかという課題認識も国は認めております。まさにここのところに踏み込んで化学物質をきちんととらえて廃棄物の流れをきちんと整理できる法改正をしていかなければならないという認識を国が持ったのかと思っています。

こういった宿題を自分なりに課したということで、中間という言葉を使ったとりまとめだと思いますので、そこはやはり国において全国ベースでやっていかないと問題の本質には切り込めないのかと思っています。

角田部会長

ありがとうございます。

それでは後の事故時のものについてお願いします。

事務局（青木課長）

二点目の事故時の具体的に何をするかについてですが、先ほど事務局から説明がありましたように、河川の水質事故というのは上流で起こり、下流側にある水道水源に影響が無いように上流側で措置をしながら、情報も上流から下流へ流していくのが、暗黙の前提になっていました。今回のように上流では全く平常な状態の中で、下流側で塩素を加えることにより有害物質が生成されることにより始まり、そこから事故の第一報が入ったわけでありまして、こういう事案の流れというのは群馬県の水環境を所管しているセクションとしても初めて経験させていただきました。平成15年に埼玉県で同じような事故があったことは今になって知りましたが、そういった情報もありませんでしたので、こういった事案もあるということを初めて認識させていただきました。

群馬県も水質事故が起きたときにこういった関係機関とこういった連携をとって、情報を伝達して対処するというルールを作っておりますが、この中で水道事業者との連携を取ることはなっているのですが、改めてこういった逆方向で情報伝達をしながら原因究明をしていくということも想定して、漠然と連携を計るという一言で

	<p>済ませるのではなく、水道事業者もこういう役目を負うことが実際にあったので、水道事業者に新たにお問い合わせしたい役割などを明確にしながら、今あるマニュアルを強化していきたいと思います。</p> <p>今回の事案を受けて、今後はこういった事案もあり得ると、そういった視点で具体的な検討をしていきたいと思っております。</p>
角田部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>その他に何かありますでしょうか。</p>
尾崎委員	<p>こういった問題は上流の県の責任という訳ではない。</p> <p>どこでも起こりうることであり、たまたま上流側で起こったことだと思います。ですので、上流県としての責任を背負い込まない方がいいのではないかと思います。</p> <p>群馬県だからやるべきことと、他の県と一緒にやるべきこととがあるのではないのでしょうか。</p>
事務局（青木課長）	<p>今回委員の皆様にも検討をお願いしているスタートの部分の考え方についてですが、今回の事故は群馬県内で起きてしまい、そのことを反省して、こういった検討を始めてはおりません。基本的には、今回の事故は群馬県の責任というよりは、法の欠陥もあり、たまたま群馬県で起こったと捉えております。そういったなかで、上流県だからやるということよりは、上流県から率先して問題提起を含めて、行動をしていかなければならないのかと思っております。</p>
角田部会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは大体質疑が出尽くしたようですので、本日ご意見いただいたことは事務局で整理していただいて、それを改めて委員の方にご確認していただき、その後に当部会の審議結果として環境審議会本会へ報告させていただきたいと思っております。なお、環境審議会への報告については部会長に一任ということでよろしいでしょうか。また、この報告に基づいて環境審議会本会から群馬県知事宛に答申されるという予定となっております。</p> <p>続きまして次第の5のその他について事務局から説明を御願いたします。</p>
事務局（石田主任）	<p>（資料8説明）</p>
角田部会長	<p>今の事務局の説明に対して何かございますでしょうか。</p> <p>その他何か質問などありますでしょうか。</p>

(質問・意見なし)

それでは、以上をもちまして本日の審議を終了させていただきます。委員の皆様、御協力ありがとうございました。

今後の具体的な取り組みに関しては事務局において取りまとめた上で次回ご審議いただければと思います。

事務局（小柴次長）

(司会)

事務局（山口部長）

本日は、前回の6月に続きまして、第二回水質部会大変お世話になりました。おかげさまで、県が今後取り組むべき事項につきまして皆様のご意見をまとめていただけましたので、今後環境審議会の答申を受けまして早急にできるところからしっかり取り組んでいきたいと思っております。本事案につきましては、先ほど環境保全課長から話がありましたように、千葉県で36万戸あまりが断水等するような大きな広がりとなった事故であります。これはHMTでホルムアルデヒドがでたという問題だけではなく、多くの化学物質が使われているなかでは、こういったことが他の物質でも起こる可能性も十分に考えておりますので、一つの大きな警鐘ではなかったかと、ですから群馬県としてもこれを教訓に県民の皆様が安全で安心できる水を飲んでいただけるように、また、水環境もしっかりと整備して、例えば安心して川遊びができるような、そういうような環境保全に努めていかなければならないと考えております。今後とも皆様の御協力をお願いしたいと考えております。

また、尾崎先生には大変長い間、県の環境審議会の委員として環境行政の推進においてご指導ご鞭撻を賜りまして、大変ありがとうございます。今後副学長として大変お忙しい毎日かとは思いますが、健康にご留意していただいて、ご活躍を期待したいと思います。

大変有り難うございました。

事務局（小柴次長）

(司会)